



【coffee break】 2011.4.22

金商法等の一部を改正する法律案
(平成 23 年 4 月 1 日提出)

金商法等の一部を改正する法律案 (平成 23 年 4 月 1 日提出)

本日は、不動産ファンド業界向け改正情報です。
平成 23 年 4 月 1 日にこちらが国会に提出されました。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案

金融庁 HP

<http://www.fsa.go.jp/common/diet/177/>

成長戦略における金融の役割として、「実体経済を支えること」及び「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の 2 つを掲げ、そのためには「資本市場及び金融業の基盤強化」のための改正が必要であるとの趣旨で、法律案が策定されております。なお、法律案の要点は、当メルマガの文末 (1) をご参照下さい。

本日は、特に弊事務所が注目をしたポイントをご案内したいと存じます。

(1) 資産流動化スキームに係る規制の弾力化

- ・ 資産流動化計画の変更届出義務の緩和 (スキームの骨格に関わらない事項に関する変更届出義務を免除する)
- ・ 不動産の価格について、鑑定評価及び第三者調査を二重に義務付けることを廃止し、鑑定評価に一本化する
- ・ 特定目的会社が借り入れた資金の用途制限を撤廃する

特定目的会社（以下、「TMK」）案件においては、手続の「重さ」や「硬直性」がプレイヤーの皆さんを苦しめているかと思いますが、法律案では事務作業の軽減や deal のスピードアップが期待されます。

またリファイナンス案件では特定目的借入が使用できず、特定社債の引受方式が取られている現状、レンダー様にとっては担保の取り方が常に議論となりました（ 2 ）。しかし、特定目的借入による資金の用途制限が撤廃されますと、より柔軟に貸付方法及び担保取得方法が選択できることとなります。

（ 2 ）ライセンスについて

- ・適格投資家向け投資運用業（顧客がプロ等に限定された一定規模以下の投資運用業）について、投資運用業の登録要件を一部緩和する特例を新設する
- ・投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する

プロ等に限定した投資運用業については登録要件を緩和し、例えば、資本金・純資産額規制では「金 5,000 万円以上」から「金 1,000 万円以上」へ、株式会社要件では役員の最低必要人数が「 4 名（取締役 3 名、監査役 1 名）」から「 2 名（取締役 1 名、監査役 1 名）」へ、などが定められております。

一方、投資助言・代理業では「法令等の知識や証券業務に関する経験等のある役職員が全くいない業者」などによる法令遵守意識の欠如等を原因とする悪質な法令違反が複数発生したことを鑑み、登録拒否事由に人的構成要件（例、反社会的勢力が含まれていないか？）を追加することで厳しい対応にギアチェンジをしております。

（ 3 ）コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大

現状、「大会社」、「TMK」、「登録投資法人」、「資産流動化のための株式会社」などが借主として利用できるコミットメントライン（ 3 ）ですが、中小企業等にも新たな資金調達手法を提供する趣旨により、借主の範囲を拡大しております。資産流動化のための合同会社も対象になる見込みです。

以上です。

平成 23 年 4 月 1 日に国会に提出された法律案をご紹介しましたが、震災後の復興に向けて問題が山積している中、成立までどれだけの時間が要するかは気になるところです。「金融は経済の血液」と言われますが、日本が若さみなぎる活気のある姿になるような改正が速やかに行われることを切望します。

これからも動向を適宜レポートしていきますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。

1 法律案の要点は下記の通りです。

< ．多様で円滑な資金供給の実現 >

- 1．ライツ・オフリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る制度整備
- 2．コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大
- 3．銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁
- 4．発行登録における発行条件決定時の発行登録追補目論見書交付義務の免除
- 5．有価証券報告書を提出している銀行の決算公告の免除
- 6．保険会社のグループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行

< ．国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供 >

- 1．プロ等に限定した投資運用業の規制緩和
- 2．資産流動化スキームに係る規制の弾力化
- 3．英文開示の範囲拡大

< ．市場の信頼性の確保 >

- 1．無登録業者による未公開株等の取引に関する対応
- 2．企業の財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し
- 3．投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加

2 「TMK ストラクチャーにおける、特定社債権者の抵当権設定」2010.02.01
http://www.kidooffice.com/01/100201_TMK_tanpo.pdf

3 コミットメントライン契約

貸主が一定の期間及び金額の融資枠を設定するとともに、借主がそれに対し手数料を支払う契約。融資枠の範囲内では、借主は基本的に自由に借入が可能。

4 ご参考 URL

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案
(平成 23 年 4 月 1 日提出)

・ 概要

<http://www.fsa.go.jp/common/diet/177/02/gaiyou.pdf>

・ 参考資料

<http://www.fsa.go.jp/common/diet/177/02/sankou.pdf>

・ 法律案要綱

<http://www.fsa.go.jp/common/diet/177/02/youkou.pdf>

最近の金融商品取引法の改正について (金融商品取引法研究会 研究記録第 31 号)
<http://www.jsri.or.jp/web/publish/record/pdf/031.pdf>